

# 平成 27 年度大学教育再生戦略推進費 「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」審査要項

「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の審査は、この審査要項により行うものとする。

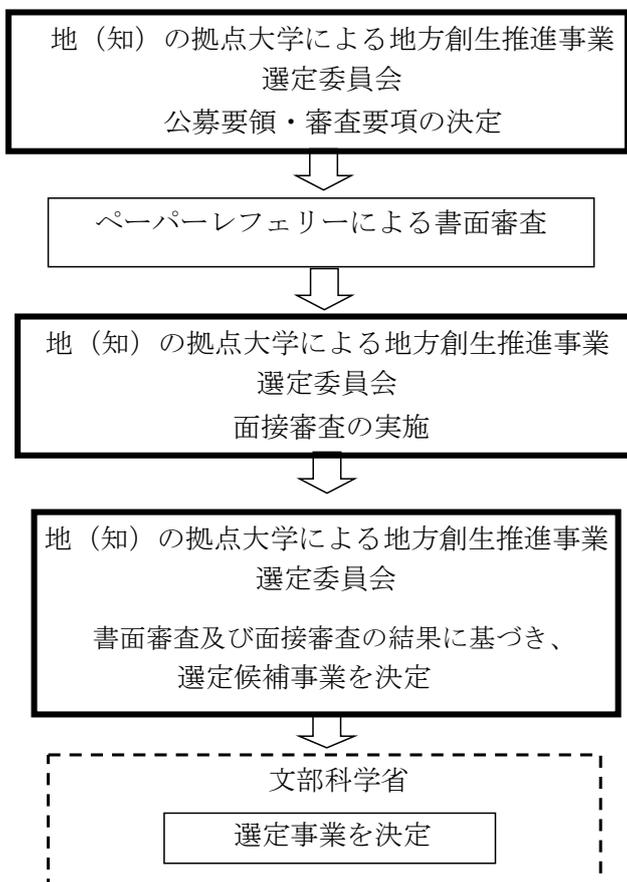
## I. 審査方法

### 1. 審査体制

- (1) 外部有識者・専門家からなる「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。
- (2) 委員会に、「ペーパーレフェリー」を置き、委員長の指名により選任するものとする。

### 2. 審査方法

- (1) ペーパーレフェリーによる書面審査を実施する。
- (2) 書面審査の結果を基に文部科学省が面接審査の対象事業を設定する（件数は選定予定件数の 1.5 倍程度を予定しているが、申請状況や書面審査結果等により変動する可能性がある。）。
- (3) 委員会は、事業計画の目標の妥当性や実現可能性等を確認することを目的として、面接審査を実施する。
- (4) 委員会は、ペーパーレフェリーによる書面審査及び面接審査の結果等を基に審議を尽くした上で総合評価を行い、選定候補事業を決定する。
- (5) 委員会は、選定候補事業を決定後、必要が生じた場合、申請のあった事業の中から補正された事業計画について書面審査及びその結果に基づく総合評価を行い、追加選定候補事業を決定することができることとする。
- (6) 文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、選定事業を決定する。



## II. 審査方針

評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。なお、「地（知）の拠点大学」の認定にあたっては、以下の個別の評価項目に加え、学校種や設置形態、大学の規模、学問分野等のバランスや他の補助金（大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、政府開発援助国際化拠点整備事業費補助金）の選定状況を踏まえ、特定の大学に集中することのないよう配慮するものとする。

### 1. 評価項目

#### (1) 大学の改革方針を踏まえた本事業の位置付け及び教育改革の実施基盤

- ・事業は大学全体の改革の一環として位置付けられているか。【大学全体の改革における位置付け】
- ・申請の基礎となる教育改革の取組は十分なものとなっているか。【教育改革の実績】
- ・今後も上記改革を継続して推進する計画となっているか。【今後の教育改革の計画】

#### (2) 事業の目的及び概要

##### <全体像>

- ・目標が達成されることが、我が国の地方創生の推進にとって有意義なものか（波及効果が期待できるものか（費用対効果を勘案する））。【波及効果、費用対効果】
- ・事業内容は、大学の改革方針、目標及び「1. これまでの教育改革の取組と今後の方針」の内容と照らして妥当なものになっているか。【改革方針、人材像からみた妥当性】

##### <具体的な実施内容>

- ・目標の達成に必要な実施内容が盛り込まれているか（過大・不必要な内容が盛り込まれていないか）。【実施内容の適切性】
- ・共通の事業目標値は、各事業協働機関の役割等を踏まえ、適切に設定されているか。【目標の妥当性】
- ・共通の事業目標値以外にも定量的、定性的な目標が設定されており、妥当かつ意欲的な内容となっているか。【意欲的な目標設定】
- ・目標及び計画が申請大学の現状に鑑みて実現可能なものとなっているか。【実現可能性】

#### (3) 事業協働地域の課題等

- ・事業協働地域が人口流出超過となっていることについて、具体的な数値や財政力指数等を用いて明確に示されているか。【エビデンスの確保】
- ・本事業の目的に鑑み、「事業協働地域」の規模・広さ・立地等の観点から、「事業協働地域」の設定は適切なものとなっているか。【事業実施規模の適切性】
- ・「事業協働地域」の課題が明確に示されているか、また、大学のみ判断ではなく、事業協働地域の地方公共団体が策定した文書の引用等により、地域がその課題を抱えていることが明確か。【ニーズの的確な把握】
- ・これまでの連携の実績等も勘案し、COC+大学が設定した「事業協働地域」の拠点となることの必要性、重要性が明確に示されているか。【拠点となることの妥当性】

#### (4) 地方創生に必要なCOC+大学の教育カリキュラムの構築・実施について

- ・事業協働地域が求める人材像は、事業協働地域の課題を解決するために修得が必要な能力と密接に関連し、地方公共団体や企業等からのヒアリング及びデータ等の把握・分析に基づいて、地域の課題解決に必要な能力とともに具体的なものとなっているか。【養成する人材像及び養成する人材に必要な能力の具体性】
- ・構築する教育プログラムが体系的に編成され、事業協働地域が求める人材として必要な能力が修得できる内容となっているか。また、そのための教育方法は妥当なものとなっているか。【体系的な教育プログラム編成と教育方法の妥当性】
- ・教育プログラムの履修と学生の地元定着率向上の目標値の関係が具体的に説明されているか。

【取組と目標達成の関係性】

- ・より多くの学生が履修する仕組みが設けられているか。【対象学生数】
- ・修得させる能力に必要な学修時間が確保された教育プログラムとなっているか。【学修時間の妥当性】
- ・「PBL」、「フィールドワーク」や「インターンシップ」など、学生が事業協働地域で主体的に学修できる工夫がされているか。【学生の主体的な学びに関する工夫】
- ・構築する教育プログラムを実施していくために必要な能力や専門性を備えた教員を適切に配置しているか。【教員の確保】
- ・構築する教育プログラムを実施し、より充実していくためのファカルティ・ディベロップメントの実施内容は妥当なものとなっているか。【教員の質の担保】

(5) 実施体制と情報の公開、成果の普及

- ・本事業の実現に向けて、学内の組織的な実施体制が明確になっているか（学長を中心とした体制の整備、学内への周知徹底を含む）。【明確な実施体制】
- ・事業の実施について、事業協働機関それぞれの役割が明確になっているか。【明確な役割分担】
- ・事業協働機関が一体となって取り組むための計画が、協定・対話の場の設定など組織的・実質的なものとなっており、かつ、実現可能性が高いものとなっているか。【一体的な取組が可能な体制整備と実現可能性】
- ・「COC+推進コーディネーター」が事業の実施に適切に関与する仕組みが構築されているか。【コーディネーターの配置による効果】
- ・事業の実施に当たって、コストシェアの考え方（役割分担）を明確にしたうえで、事業協働機関からの追加的支援（財政支援、建物の無償貸与、人員派遣等）が徹底されているか。【ステークホルダーとの負担の共有と期待度の測定】
- ・事業協働機関からの追加的支援が、本事業の目的、各事業協働機関の規模、大学の規模、大学の設置主体から照らして適切なものとなっているか。【ステークホルダーの支援の妥当性】
- ・教育効果の把握等、実績評価が適切に実施できる体制が整備されているか。【評価体制の整備】
- ・評価の実施計画及び達成目標に対する達成度、学生や卒業生を対象とした調査等による学生の能力向上・学修行動の変化等、客観的データに基づいた把握・分析を行い、プログラムの改善や見直しを行うPDCAサイクルが構築されるものとなっているか。【適切な評価の実施とPDCAサイクル】
- ・取組を波及させる手法及び計画が妥当なものとなっているか。【波及効果】

(6) 事業の実施計画

- ・各年度の実施計画は妥当かつ具体的なものとなっているか。【計画の具体性】
- ・各年度の実施計画は、補助期間終了時の達成目標から照らして適切なものとなっているか。【計画の妥当性】
- ・学内体制、専門人材の配置や学生の受入先等学外との連携体制、FD・SDの実施計画等の面から、補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業の実施が十分見込めるものとなっているか。【体制的な事業の継続性】
- ・資金計画の面から、4年目、5年目の補助金額逓減時に、事業規模を縮小せず計画を遂行することが見込めるものとなっているか。また補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業の実施が十分見込めるものとなっているか。【資金的な事業の継続性】

(7) 他の公的資金との重複状況

- ・（以前経費措置を受けた事業を受け継ぐ場合）今まで経費措置を受けていた取組を発展・充実させたものとなっているか。【これまでの取組の発展性】
- ・他の公的資金との重複はないか。【他公的資金との重複】

(8) 各経費の明細

- ・申請経費の内容は明確かつ妥当であり、計画上必要不可欠なものか。【経費の事業内容との関係性・整合性】
- ・過大な積算となっていないか。【積算の妥当性】

## 2. 審査基準

### (1) 書面審査

- ①書面審査は、ペーパーレフェリーが、上記評価項目（評価項目「(5) 他の公的資金との重複状況」は除く。）ごとに以下の5段階の区分により判断することとする。

区 分	評 価
a (5点)	非常に優れている
b (4点)	優れている
c (3点)	妥当である
d (1点)	やや不十分である
e (0点)	不十分である

- ②評価項目ごとの評価の取扱いは、別紙のとおりとする。
- ③書面審査の所見は、委員会における審査の際に極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄に記入することとする。
- ④特に、「c」以外の評価をする場合は、どの点が優れているのか、また、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入することとする。

### (2) 面接審査

面接審査は、委員会がペーパーレフェリーの協力も得て実施し、書面審査の結果も参考にした上で、事業計画全体について以下の3段階の区分により判断することとする。

区 分	評 価
○	選定すべきである
△	学校種や設置形態、大学の規模等のバランス等を考慮の上、選定を判断
×	選定すべきでない

なお、面接審査の詳細については、対象校に別途連絡する。

### (3) 追加選定における書面審査

追加選定における書面審査は、委員会が、補正の内容が審査の際に附された意見に適切に対応し、不十分な点が解消されているかを確認した上で、事業計画全体について以下の2段階の区分により判断することとする。

区 分	評 価
○	追加選定すべきである
×	追加選定にはなお不十分である

## III. その他

### 1. 開示・非開示

#### (1) 審議内容等の取扱いについて

- ① 委員会の会議及び会議資料は、原則、非公開とする。
- ② 選定された事業は、Webサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(2) 委員等氏名について

委員会の委員及びペーパーレフェリーの氏名は事業選定後公表することとする。

2. 利害関係者の排除

申請に係る委員及びペーパーレフェリーは、関係大学の審査を行わないものとする。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・ 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学に関する申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

委員及びペーパーレフェリーは上記に留意し、利益相反の事実あるいはその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価（ヒアリングを含む）を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

3. 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

- (1) 審査の過程で知り得た個人情報及び大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員として取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。
- (3) 審査資料等は、事業の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。

「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」  
書面審査の評価の取扱いについて

平成 27 年度大学教育再生戦略推進費「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」審査要項に基づく、書面審査における評価の取扱いについては、以下のとおりとする。

【評点の考え方】

- 各評価項目に付す評価（a～e）の配分については、委員会においてその割合の目安を決定する。
- 各評価項目については、その重要性に鑑み、項目毎に c（妥当である）以上の評価に係数をかけて重み付けをする。

【100 点 満点】

評価項目	係数	a (5 点)	b (4 点)	c (3 点)	d (1 点)	e (0 点)
1. 大学の改革方針を踏まえた本事業の位置付け及び教育改革の実施基盤	1.0	5	4	3	1	0
2. 事業の目的及び概要	4.0	20	16	12	1	0
3. 事業協働地域の課題等	2.0	10	8	6	1	0
4. 地方創生に必要な COC+大学の教育カリキュラムの構築・実施について	5.0	25	20	15	1	0
5. 実施体制と情報の公開、成果の普及	4.0	20	16	12	1	0
6. 事業の実施計画	3.0	15	12	9	1	0
7. 他の公的資金との重複状況						
8. 各経費の明細	1.0	5	4	3	1	0